

令和7年第9回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年9月17日（水）午後1時30分から午後1時45分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 8名

欠席 農業委員 2名

農地利用最適化推進委員 10名

農地利用最適化推進委員 0名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	石田 敏裕	出席
2番	横山 智	欠席
3番	目黒 文夫	出席
4番	横山 行雄	出席
5番	星 美代子	出席
6番	川上 敦史	出席
7番	永澤 広美	出席
8番	阿部 庄一	欠席
9番	菅野 昌孝	出席
10番	清野 敏興	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	齋藤 壽	出席
3区	加藤 博	出席
3区	菊地 英雅	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	八巻 和夫	出席
7区	森 文明	出席
7区	佐藤 正義	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
5番	星 美代子
6番	川上 敦史

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
主幹	菅野 正浩
副主幹	寺島 正幸

6. 議事

報告第 1号 令和7年第9回総会までの主な行事について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 24号 農地法第5条の規定による許可処分取消について

議案第 25号 農地法第3条の規定による許可申請について

会 長 ただいまより令和7年第9回農業委員会総会を開催いたします。

(あいさつ)

会 長 続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、5番 星美代子委員と6番 川上敦史委員にお願いします。

 なお、欠席は2番 横山智委員、8番 阿部庄一委員であります。

 また、加藤事務局長は新地町議会定例会に出席中のため、欠席であります。

 それでは、次第4の議事に入ります。

 報告第1号 令和7年第9回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号 令和7年第9回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

 8月19日と21日、農地パトロール（5区）、町内において、菅野職務代理、中村委員、事務局で実施しております。

 8月20日と22日、農地パトロール（1区）、町内において、横山（行）委員、永澤委員、鈴木委員、事務局で実施しております。

 8月25日、県農業会議第110回臨時総会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

 同じく25日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

 8月26日、農地パトロール（7区）、町内において、目黒（文）委員、森委員、事務局で実施しております。

 8月27日、農地パトロール（6区）、町内において、石田委員、星委員、阿部委員、八巻委員、事務局で実施しております。

 8月28日、農地パトロール（7区）、町内において、目黒（文）委員、森委員、佐藤委員、事務局で実施しております。

 9月5日から19日まで町議会定例会が役場で開催されておりました、加藤局長が対応しております。また、9月8日、決算審査特別委員会が行われ加藤局長、私が出席しております。

 9月10日、農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が福島市で開催され、八巻委員、森委員、佐藤委員、事務局が出席しております。

 9月11日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、目黒（文）委員、菊地委員、小野委員、事務局で調査を実施しております。

 以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局から報告第1号について報告がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

事 務 局 　　報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。2ページをご覧ください。

1番から2番については、賃借人が同じであるため、一括でご報告いたします。賃貸人、賃借人及び通知のあった農地は議案に記載のとおりであります。

1番から2番については、農地中間管理事業法による福島県農業振興公社を通しての賃貸借権の合意解約で、賃借人の都合により、令和7年8月21日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しを行うものであります。

以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局から報告第2号について報告がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 　　ないようですので、報告第2号については以上で終わります。
議案第24号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について、1番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　　議案第24号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について、1番について説明いたします。議案の3ページと資料の1ページから4ページになります。

譲渡人、譲受人、願出地については、議案に記載のとおりであります。

譲受人が、譲渡人の田を譲り受け、太陽光発電を設置するため、令和6年12月27日付け福島県指令相農林第4848号で許可を受けておりましたが、円安による部材の高騰、人手不足による人件費の上昇などにより、採算性を見直した結果、事業計画の継続が困難になったため、取消願出があったものです。

願出地は、転用許可処分を受けた後も転用工事に着手しておらず、願出地の名義も譲渡人から変わっておりません。

以上のことから、農地法第5条の規定による許可処分の取消を承認することに問題はありません。

なお、今回、福島県知事から許可処分の取消が決定された場合には、新たな事業者が、太陽光発電事業への農地法第5条の規定による許可の申請を行う予定であります。資料の2ページをご覧ください。新たな事業者につきましては、願出地の隣接地に、令和6年12月に太陽光発電の転用許可を受けている業者になります。

以上でございます。

会 長 この件に関しましては、9月11日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

目黒(文)委員 議案第24号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について、去る9月11日に、菊地英雅委員、小野裕康委員、私と事務局で現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

1番を報告いたします。議案の3ページと資料の1ページから4ページをご覧ください。

願出のあった農地については、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページから2ページに記載のとおりで、平坦な土地であります。

許可処分を取り消す理由は、事務局からの説明のとおりで、転用するための工事は行っておらず、農地のままとっておりますので、他の農地への影響は及びにくいかと見てまいりました。

会 長 ありがとうございました。
質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[発言する人なし]

会 長 それでは議案第24号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第24号 農地法第5条の規定による許可処分取消について、1番は原案のとおり承認し「承認相当」として福島県知事へ送付いたします。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番をご説明いたします。4ページをご覧ください。

譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。

取得する畑は、譲受人の自宅に近く野菜類を栽培する計画であります。申請地は譲受人所有の北側の畑の法面部分となっており、擁壁を設置し、譲受人所有の北側の畑と一体的に利用するものであります。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

会 長 それでは議案第25号について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可」といたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和7年第9回農業委員会総会を閉会いたします。